

国民健康保険税率改定について

【本市の考え方】

国民健康保険事業は、保険税と国・県支出金等の収入を財源とし、保険給付を主とする特定の支出に充てる独立した財政運営を原則としています。  
 また、他の医療保険の適用を受けない方を対象としており、国民皆保険制度の最後のセーフティネットとしての役割を果たしていることから、その健全運営は社会的に必要であり、速やかな赤字解消が市の責務と考えています。  
 しかし、今般の税率改定にあたっては、単年度で不足する財源を全て保険税に求めた場合には、大幅な引上げ改定になるため、平成25・26年度の2ヶ年度で財源不足額を解消することとし、加えて被保険者の生活への影響を考慮し、臨時的に一般会計からの財政支援により保険税の負担増を抑制することとします。  
 一般会計からの繰出額については、平成26年度までの財源不足額：3,569,042千円の1/2相当の1,784,521千円（H25：892,261千円、H26：892,260千円）とします。

財源不足額について

財源不足額を全て保険税に求めた場合

(単位：千円)

区分	平成23～26年度 財源不足額
医療分	1,780,906
後期分	1,082,335
介護分	705,801
合計	3,569,042

臨時的財政支援を行い、残りを保険税に求めた場合

(単位：千円)

区分	平成23～26年度 財源不足額 a	臨時的 財政支援額 b	保険税に求める 財源不足額 (= a - b)
医療分	1,780,906	890,453	890,453
後期分	1,082,335	541,167	541,168
介護分	705,801	352,901	352,900
合計	3,569,042	1,784,521	1,784,521

「臨時的財政支援額 b」は「平成23～26年度財源不足額 a」の1/2相当額

国民健康保険税率等

区分		現行	改定案			
			財源不足額を全て 保険税に求めた場合	差引 ( - 現行)	臨時的財政支援を行い、 残りを保険税に求めた場合	差引 ( - 現行)
医療分	所得割率	8.64%	10.88%	2.24%	9.71%	1.07%
	均等割額	18,360円	22,860円	4,500円	20,520円	2,160円
	平等割額	24,060円	25,980円	1,920円	24,120円	60円
	賦課限度額	440,000円	510,000円	70,000円	510,000円	70,000円
	1人あたりの保険税額	50,811円	(24.15%) 63,082円	12,271円	(12.53%) 57,179円	6,368円
後期分	所得割率	2.70%	4.33%	1.63%	3.49%	0.79%
	均等割額	6,000円	8,400円	2,400円	7,140円	1,140円
	平等割額	7,440円	9,600円	2,160円	8,160円	720円
	賦課限度額	120,000円	140,000円	20,000円	140,000円	20,000円
	1人あたりの保険税額	15,802円	(47.11%) 23,247円	7,445円	(24.17%) 19,622円	3,820円
介護分	所得割率	2.45%	5.48%	3.03%	3.90%	1.45%
	均等割額	11,640円	17,940円	6,300円	14,520円	2,880円
	平等割額	-	-	-	-	-
	賦課限度額	90,000円	120,000円	30,000円	120,000円	30,000円
	1人あたりの保険税額	16,306円	(75.35%) 28,593円	12,287円	(40.86%) 22,968円	6,662円
合計	賦課限度額	650,000円	770,000円	120,000円	770,000円	120,000円
	1人あたりの保険税額	73,230円	(33.50%) 97,762円	24,532円	(17.41%) 85,983円	12,753円
	1世帯あたりの保険税額	123,215円	(31.33%) 161,824円	38,609円	(15.51%) 142,327円	19,112円

( ) は、保険税引上率

参考図

(保険税合計) 1人あたりの保険税額

(医療分) 1人あたりの保険税額

(後期分) 1人あたりの保険税額

(介護分) 1人あたりの保険税額

